

第31回（令和3年度第1回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 令和3年8月10日（火）午前9時30分開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第1委員会室

3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

・ 一般競争入札	3件／対象案件	79件
・ 指名競争入札	1件／対象案件	63件
・ 随意契約	1件／対象案件	12件

業務委託

・ 指名競争入札	1件／対象案件	37件
----------	---------	-----

〈上下水道部〉

建設工事

・ 一般競争入札	1件／対象案件	31件
・ 指名競争入札	1件／対象案件	15件
・ 随意契約	0件／対象案件	1件

業務委託

・ 指名競争入札	1件／対象案件	16件
----------	---------	-----

ウ その他

(4) 閉 会

議事の概要

ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、令和2年9月1日から令和3年6月30日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

イ 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

<市長部局>

事案１・・・上之水路整備工事（区１２－１号線）【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 電子入札においては競争性が確保されていることが前提となるが、この事案では入札参加申請を行った業者が５者いる中、１者が入札を辞退し、残り４者のうち３者が最低制限価格未満で失格となっている。

設計図書は公開されており、専門の業者ならおよその予定価格とそれに対応した最低制限価格を把握できる。であれば、最低制限価格を下回る額での入札は辞退したことと同じで、結果的には一者入札ではないのか。

競争性の確保と電子入札の運用とが乖離しているように見受けられるが、見解はどうか。

事務局： 設計図書は公開されており、業者はおおよその積算が可能である。失格となった３者は積極的に落札を狙った結果と思われる。

また、辞退については、自社の判断で入札又は辞退を行うので、詳細は不明だが、入札するには何か合わないところがあったのかもしれない。

委員： 最低制限価格を下回る額で入札をしていることは問題ではないのか。最初から落札する意思がないようにも見える。

事務局： 業者も単価をすべて把握できているわけではなく、どこかで自社の積算能力や判断が入ってくる。結果、最低制限価格を下回って失格になることはありうることである。

事案２・・・熊谷市立文化センター文化会館棟空調設備改修工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 工事の概要について、建築改修があるが、空調換気設備の改修に伴うものということでよいか。また、躯体工事は具体的にはどのようなものか。

事務局： 建築改修は空調換気設備の改修に伴うものである。また、躯体工事は、空調の室外機を屋上に設置するに当たって、その基礎を設置するものである。

委員： 業者はそのような工事も併せて施工できるということによいか。

事務局： 落札業者については、下請業者に発注するのだろうが、躯体工事でもできると思われる。

委員： 入札執行経過において、熊谷市建設工事請負等指名業者選定等委員会の審議があるが、審議を受ける案件とそうでない案件の違いは何か。

また、社会保険の加入は名簿登録の段階で見ていると思うが、同委員会でも審議するのか。

事務局： 建設工事は設計金額３,０００万円以上の案件が審議対象になる。また、社会保険の加入については、入札参加の一般的な条件となるため、あらためて委員会での

審議はしていない。

事案３・・・東武熊谷線跡地道路整備工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 必須評価項目の合計点が５点に対して、選択評価項目の合計点が１０．５点と高くなっている。必須評価項目の中で配点が高い技術提案の各項目を採用しなかった理由は何か。

事務局： 本市では総合評価で発注する工事は年に２、３件程度となっている。このため、業者が参加しやすいよう、社会的貢献度等の基本的な項目を採用している。

委員： 必須評価項目のウェイトを高くして、それ以外をプラスアルファで加味して総合評価を行うものだと考える。

市民の立場からすれば、価格を低く抑えて高品質の工事を行ってほしいと思うが、技術に関するウェイトがあまりにも低い。技術提案における工程管理や品質管理の適切性といった、工事の品質を確保する上で中枢となる項目を採用しなかった理由は何か。

事務局： 市の工事規模からすると、なかなか技術提案の項目を採用するのは難しい。県のガイドラインに準拠しているが、県では全体工事のうち約２割を総合評価で発注していて、技術提案の項目が活用されることもあるが、市の場合、工事と業者の規模から、基本的な項目を採用しないと業者間で差が付かない。

委員： 総合評価で発注する意味合いはどうなるのか。

事務局： 総合評価で発注することで、優秀な技術者をこの工事に配置してほしいという考えがある。

委員： 必須評価項目のウェイトが低く、選択評価項目のウェイトがかなり高いので質問しているが、これらが市が総合評価で発注する上での最重要項目ということであるのならばよい。

事務局： 総合評価での発注や評価項目の採用については、埼玉県総合技術センターに意見聴取を行い、了承を得ている。市としては、工事成績評定や配置技術者の成績を重視しているということである。

また、総合評価に当たっては、簡易型と技術提案型とのいずれかを選択することになっているが、本市では、工事の規模から技術提案型ではなく、市レベルの工事では大半となっている簡易型を採用しているということである。

委員： 要望であるが、可能なら必須評価項目のウェイトを高めた方がよい。工事の品質確保の点から、技術面を重視した項目を採用した方がよい。

委員： 総合評価で発注することはどのように決定しているのか。また、評価項目そのものは市で決定しているのか。

事務局： 総合評価の発注は、工事主管課との協議等、内部において決定している。また、評価項目は県のガイドラインに準じて市で決定している。

委員： 減点項目については、内容の重大性からすれば項目として採用する以前のことであり受け取れるものがあることを意見として述べておく。

委員： この工事について、総合評価で発注した具体的な理由は何か。

事務局： 工事そのものは困難なものではないが、複数年度に渡る工事で施工延長も長いので、工程管理や施工管理能力が重要になってくる。このことから、工程管理等に責任を持って施工できる業者が望ましいと考え、総合評価で発注した。

委員： この路線における他の工事も、総合評価によって、この事案の落札業者が安定的に落札することが望ましいと考えているか。

事務局： そのようなことはなく、今年度発注した工事では、おおよその施工管理も完了

したと考え、総合評価ではなく一般競争入札で行っている。

事案４・・・星川シンボルロード木製歩道橋修繕工事（祇園橋）【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： １１者指名して１０者が辞退している。また、残った１者による入札が予定価格と同額での落札となったが理由は何か。

事務局： 設計金額１,０００万円未満の指名競争入札では、設計金額は事前公表している。このことから同額で入札したと思われる。辞退した他の業者は、工事が困難でメリットが少ないとして入札を遠慮したのではないか。

委員： 何か工夫できることがあるとよい。

事務局： 受注者にメリットを持たせるため、少額の工事を併せて発注するといった発注ロットの検討を行っているところである。

委員： 発注段階での工夫が課題になっているという認識か。

事務局： そのように考えている。

委員： 土木Ｂ級とＣ級の業者は何者いるのか。

事務局： それぞれ２０者余りである。

委員： 指名業者の選定に問題があったのではないか。

事務局： 業種は土木だが、工事内容に建築の要素もあることからそれに対応できると思われる業者を指名した。

委員： 発注時期をずらすといった工夫も行うとよい。

事案５・・・熊谷文化創造館太陽のホール調光操作卓改修工事【随意契約】

【質疑応答】

委員： 予定価格の積算はどのように行ったのか。

事務局： 該当の業者から見積りを取り、そちらを参考に本市の工事関係課で確認を行い、予定価格を設定している。

事案６・・・新星川８号橋等詳細設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 請負率が１００％であり、同額で２者入札しているが、理由は何か。

事務局： 建設工事に係る業務委託は、設計金額は事前公表されている。また、業務内容が河川や道路等の設計等で困難なものであったため、基本的に業者は入札しにくい案件だったと思われる。

委員： 予定価格の積算にも基準のようなものはあるのか。

事務局： 決まった歩掛かりもあるが、ないものは見積りを参考にしている。なお、積算に当たって労務単価といったものは見積りのものを見直して予定価格を設定している。

委員： 建設工事に係る業務委託は、業者は入札する事例が多かったと思う。辞退がこれほど多いのは珍しい。

事務局： やはり困難な業務委託の内容であったためと思われる。

<上下水道部>

事案７・・・熊谷第２処理分区（長寿命化事業）管渠更生工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 請負率が高い案件だが、難しい工事内容なのか。

事務局： 既設の管渠の内側に更生材を入れるもので、一般的な管渠布設工事と比較して

やや難しい工事といえる。

委員： 次順位者の入札額は入札書比較価格を上回っている。落札業者が仮に施工を辞退した場合、次順位者が落札業者になるのか。

事務局： 入札書比較価格を上回っており、入札をやり直すことになる。

委員： 入札書比較価格を上回っていても順位欄に順位を記載するのか。

事務局： あくまで入札結果表における記載である。

事案８・・・江南第４水源ポンプ更新工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 落札業者は同時期に他案件も多く落札していて、これは何か課題として認識しているのか。

事務局： 落札業者は本市において工事実績が多くあり、受注の意欲が高かった結果と考えている。

事案９・・・送水・配水管布設工事実施設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： この事案の落札業者も同時期に他案件を多く落札しているが、どのように認識しているのか。

事務局： 落札業者は本社はさいたま市にあるが、熊谷市内に出張所を設けており、熊谷市における受注の意欲が高かった結果と考えている。

委員： 一般的に、市外の業者が熊谷で仕事をしたいということで市内に支店を置くことはよくあるのか。

事務局： 支店等を置いている業者もある。市内本店の次の市内代理という区分になる。

委員： 上下水道事業は今後更新等で大きな投資があると思われるが、大きい工事は市外の大きい業者が落札している。地元の業者が落札して、きちんと施工してもらって市に還元してもらうのが理想的な循環だが、そこまで大きな業者が育っていないということなのか。

事務局： 大きな工事についてはどうしても市外の大きな業者になってくる。この事案では市内の業者でも受注は可能だが、市内代理の業者が落札した結果となった。

【総括】

委員長： 引き続き適正かつ透明性の高い入札を心がけてもらいたい。

ウ その他

次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

また、事務局から次回の委員会の開催予定について説明した。

以上で、閉会となった。